

仕 様 書

1. 概要

- (1) 件名 市立小学校及び中学校で使用する電気
- (2) 場所 別表 施設一覧のとおり

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 電気方式 交流3相3線式
- ② 受電電圧 6,000ボルト
- ③ 標準周波数 60ヘルツ
- ④ 受電方式 1回線受電
- ⑤ 非常用自家発電設備 別表 施設一覧のとおり
- ⑥ 蓄熱槽 なし

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 契約電力 別表 施設一覧のとおり
※各月の契約電力は、当該需要場所における、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ② 予定使用電力量 別表 施設一覧のとおり
(令和4年10月～令和5年9月の使用実績)
ただし、三重西小学校については、令和6年度に校舎の4分の1をLED化予定。なお、同校校舎の4分の3はすでにLED化済。

(3) 需給開始日、使用期間

- ア 需給開始日 令和6年4月1日から
- イ 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 需給地点 別表 施設一覧のとおり

(5) 電気工作物の財産分界点 別表 施設一覧のとおり

(6) 保安上の責任分界点 別表 施設一覧のとおり

(7) 電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は一般送配電事業者が設置した計量器に記録された値によるものとする。

(8) 平均力率 100%

(9) 燃料費調整単価

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する令和5年11月のものとする。なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価とする。

(10) 再生可能エネルギー促進賦課金

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する令和5年5月のものとする。

(11) お支払いに関する事項

電力料金の請求は、小学校36校分と中学校22校分に分けて行うこと。また、請求時に、電力使用量及び電力料金等の明細を別紙「請求書明細」のとおりエクセルデータにて作成し提出すること。なお、別紙「請求書明細」の内容を満たすものであれば、任意の様式による提出も可能とする。

(12) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(13) 暴力団等不当介入に関する事項

ア 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

イ 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ) (ア)(イ)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(14) 障害者差別解消に関する事項

ア 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消

の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(15) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。